

令和4年度 滋賀県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための協力金申請に関するQ&A(R4.11更新)

No.	質問	回答
◆共通事項		
1	1週間の考え方はいつからいつまでか。	<p>日曜日から土曜日までで算定します。</p> <p>ただし、4月1日(金)～2日(土)については、1週(4月1日の週)として取り扱っても、4月9日の週に計上して4月1日(金)～4月9日(土)を1週として取り扱っても差し支えありません。</p> <p>また、2・3月期については、年度末のため算定期間が短くなり、3月26日(日)～3月31日(金)を1週と取り扱います。</p>
2	5月の最終週、7月の最終週、9月の最終週はそれぞれ6月、8月、10月の第1週目を含むことになるが、算定期間の最終日は5月、7月、9月の末日となるのか。	<p>算定期間は週単位となりますので、それぞれの月の末日が属する週の土曜日が算定期間の最終日となります。</p> <p>したがって、</p> <p>4・5月期 : 4月1日(金)～6月4日(土)          6・7月期 : 6月5日(日)～8月6日(土)          8・9月期 : 8月7日(日)～10月1日(土)          10・11月期: 10月2日(日)～12月3日(土)          12・1月期 : 12月4日(日)～2月4日(土)          2・3月期 : 2月5日(日)～3月31日(金)</p> <p>が算定期間となります。</p> <p>ただし、病院が1日50回以上の接種を達成した場合に10万円/日を支給する支援については、11月30日(水)までの接種分が対象となります。</p>
3	50回/1日を計算するにあたって、深夜12時を越えて接種した日がある場合は、どのように計算すればよいか。	<p>1日の考え方は0時から24時までですが、仮に24時をまたいで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付の分を1日として算定してください。</p>
4	4週以上は連続した4週間でなければいけないのか。	<p>連続している必要はありません。</p>

令和4年度 滋賀県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための協力金申請に関するQ&A(R4.11更新)

No.	質問	回答
5	4・5月期に3週達成し、6・7月期に1週達成した場合は、給付の対象となるか。	なりません。この給付金は4・5月期、6・7月期、8・9月期、10・11月期、12・1月期、2・3月期のそれぞれの期間で4週以上を満たしているかを判定しますので、期をまたいで4週以上であっても給付の対象とはなりません。
6	時間外・休日の接種に対する加算(時間外+730円、休日+2,130円)は、この協力金と重複して申請することができるか。	可能です。この協力金と時間外・休日の接種に対する加算は、それぞれ要件を満たす場合は、交付の対象となります。 なお、時間外・休日の接種に対する加算は、市町により支給されますので、診療所・病院の所在する市町へ申請ください。
<b>◆接種回数の考え方について</b>		
7	小児接種や追加接種も回数の対象となるか。	対象となります。この協力金は、接種対象者の年齢等に制限はありません。
8	予診のみで接種に至らなかった場合は、接種回数に含めてよいか。	含めません。この協力金は接種の実績により判断するものですので、接種を実施した回数のみを対象とします。
9	診療所や病院の責によらない理由により、規定の回数に届かなかった場合(ワクチン配送の遅れ、当日キャンセル等)は、接種回数に含めてよいか。	含めません。この協力金は接種の実績により判断するものですので、接種を実施した回数のみを対象とします。
<b>◆個別接種について</b>		
10	巡回接種での接種は接種回数に含めてよいか。	個別接種であれば巡回接種も接種回数に含みます。
11	集団接種会場での接種は接種回数に含めてよいか。	含めません。
12	県が設置する広域ワクチン接種センターでの接種は接種回数に含めてよいか。	含めません。

令和4年度 滋賀県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための協力金申請に関するQ&A(R4.11更新)

No.	質問	回答
13	職域接種での接種回数は接種回数に含めてよいか。	<p>中小企業、大学等(大学、短期大学、高等専門学校、専門学校)が実施する職域接種において、接種対象者が当該病院または診療所に出向いて接種を受ける場合のみ、接種回数に含めます。</p> <p>企業内診療所が実施する場合や医療機関が企業等に出張して実施する場合は、接種回数に含めません。</p> <p>※対象は中小企業、大学等であり、請求の際は対象であることを確認する書類の提出が必要となります。</p>
14	介護老人保健施設で、入所者や従事者へのみ接種を行った場合でも協力金を申請できるのか。	介護老人保健施設、特別養護老人ホームの入所者・通所者・従事者に対する接種も、施設が個別接種を実施している場合は申請の対象となります。
15	計算対象期間中に100回以上または150回以上を4週以上達成した場合、達成できなかった週の実績も加算対象となるのか。	なりません。達成した週の接種回数のみが対象となります。
16	週150回以上を4週達成し、さらにその翌週から週100～149回を4週達成した場合、それぞれの週に対して協力金が支払われるのか。	お見込みのとおりです。この場合、週150回以上を達成した週は接種1回あたり3,000円、週100～149回を達成した週は接種1回あたり2,000円が給付されます。
17	週100回～149回の接種を行った週が3週、週150回以上の接種を行った週が3週ある場合、週100回～149回の接種を行った3週は接種1回あたり2,000円、週150回以上の接種を行った3週は接種1回あたり3,000円の金額を申請できるのか。	できません。この場合、週150回以上の週を週100回以上の週とみなして、週100回以上の接種を6週行ったものと考えて、この6週について接種1回あたり2,000円の金額を申請することはできます。

令和4年度 滋賀県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための協力金申請に関するQ&A(R4.11更新)

No.	質問	回答
18	週100回～149回の接種を行った週が3週、週150回以上の接種を行った週が5週ある場合、週100回～149回の接種を行った3週は接種1回あたり2,000円、週150回以上の接種を行った5週は接種1回あたり3,000円の金額を申請できるのか。	<p>できません。週150回以上の5週は接種1回あたり3,000円を申請できますが、週100回～149回の週は3週しかなく4週を達成していないため、給付の対象とはなりません。</p> <p>この場合、週150回以上の週のうち1週を週100回以上の週とみなして、週150回以上を4週、週100回以上を4週達成したと考えて、週150回以上を達成した週は接種1回あたり3,000円、週100以上を達成した週は接種1回あたり2,000円を請求することは可能です。</p>
◆病院における特別な体制について		
19	「病院において特別な接種体制を確保した場合」とは、どのようなことを指すのか。	<p>通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合に対象となります。新たな人員を雇用した場合に限らず、他部署から接種専門の人員として従事させた場合も含まれます。</p> <p>なお、個別接種業務により生じた通常業務の穴埋めについては、対象なりません。</p>
20	看護師等の“等”には、受付等の会場運営に係る事務職員も対象となるのか。	新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する方であれば、看護師、薬剤師の他に、受付や事務職員も対象となります。
21	医師、看護師等の従事時間について、接種体制を組むための準備や後片付けの時間も対象となるのか。	ワクチン接種に従事、専念している時間内で、準備や後片付けを行っている実働時間は対象となります。(休憩時間は含みません)
22	特別な体制を組んで1日50回以上の接種を週1日以上達成した週が4週以上ある場合、その達成した週のすべての日が、医師1人1時間当たり7,550円、看護師等1人1時間当たり2,760円の給付の対象となるのか。	なりません。達成した週の内、1日50回以上の接種を達成した日の勤務時間のみが対象となります。
23	特別な体制を組んだ場合の申請の際に提出する医師・看護師等の従事状況がわかる資料とはどのようなものか。	<p>1日50回以上の接種を達成した日において、医師または看護師等が何人で、何時間従事したかがわかる資料を提出ください。1人ずつの従事時間までは不要です。</p> <p>また、勤務表など既存のものを提出いただいても構いません。</p>

令和4年度 滋賀県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための協力金申請に関するQ&A(R4.11更新)

No.	質問	回答
24	なぜ医師・看護師等の従事状況がわかる資料の提出が必要なのか。	実績報告書(様式2)において、県は接種実績についてはVRSの登録実績により確認できますが、特別な体制をとった場合の医師・看護師等の従事状況については確認する方法がないため、申請の根拠となる資料の提出を求めます。  大変お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。
<b>◆申請手続き様式について</b>		
25	メールでの提出のみではいけないのか。	実績報告書(様式2)において、接種実績が事実と相違ないことを証明いただくため押印を必要としており、書面での提出を以て正式な提出としています。メールでの提出のみでは申請を受け付けたことにはなりません。
26	なぜメールで提出した後に、更に書面の提出が必要なのか。	実績報告書(様式2)において、接種実績が事実と相違ないことを証明いただくため押印を必要としていますので、書面での提出をお願いしています。
27	メールでの提出を省略して、書面のみの提出としてはいけないのか。	できるだけ早期に給付を行えるよう、実績報告の審査を速やかに行うために、電子データでの提出をお願いしているものです。メールと書面の2段階での提出をお願いする形になり、大変お手数をお掛けしますが、ご理解願います。
28	なぜ実績報告書(様式2)には押印が必要なのか。	接種実績が事実と相違ないことを証明いただくため、押印を必要としています。大変お手数をお掛けしますが、押印いただいた上で提出をお願いします。
29	メールが使用できない場合はどうすればよいか。	電話にて相談ください。 連絡先は、滋賀県ワクチン接種推進室総務係 077-528-3590 です。
30	法人が複数の診療所・病院を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、各診療所・病院で申請可能なのか。	法人単位での申請はできません。各診療所・病院での申請となります。

令和4年度 滋賀県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための協力金申請に関するQ&A(R4.11更新)

No.	質問	回答
31	振込先に指定する口座は何でもよいのか。	診療所、病院名義のものに限ります。法人でない(個人事業主の)診療所の場合は、開設者名義の口座に振り込みます。
32	この件とは別に、すでに県に口座を届け出ているが、通帳表紙裏面の画像データ(もしくはコピー)の提出が必要か。	ご提出願います。
<b>◆支払について</b>		
33	協力金の給付はいつされるか。	以下のとおり予定していますが、申請状況等により変更となることもあります。 4・5月期 8月下旬 6・7月期 10月下旬 8・9月期 12月中旬 10・11月期 2月下旬 12・1月期 4月下旬 2・3月期 5月下旬
34	協力金は消費税を含む金額か。	この協力金は接種費用ではありませんので、消費税は含まれません。
<b>◆10月以降の申請要件追加について</b>		
35	令和4年10月以降の給付要件に「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること」が追加された理由は。	新型コロナワクチンの3回目接種について、特に10代から30代の若年層の接種率が低い状況であり、接種を希望する当該世代が接種を受けやすくするため、日中の合間時間や一般的な企業等の勤務時間以外の時間帯である平日の18時以降、土日祝日等における接種環境の拡充の協力を求める趣旨で追加されました。

令和4年度 滋賀県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための協力金申請に関するQ&A(R4.11更新)

No.	質問	回答
36	新たに追加された要件の、「時間外、夜間または休日」の定義は。	<p>各定義は以下のとおりです。                      時間外:当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間                      夜間:18時以降(医療機関の診療時間に関わらない)                      休日:日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日                      および土曜日(医療機関の診療日に関わらない)</p> <p>なお、12月29日～1月3日は休日として取り扱います。</p> <p>接種費用の時間外・休日の接種に対する加算(時間外+730円、休日+2,130円)とは考え方が異なりますのでご注意ください。</p>
37	介護老人保健施設で、標榜する診療時間が存在しない場合、「時間外」の定義はどうなるのか。	<p>介護老人保健施設や介護医療院など、診療時間の届出がされていない施設については、「時間外」の定義は存在せず、「夜間または休日」に接種体制を用意していたことが要件となります。</p>
38	「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること」とは、具体的にどのような場合か。	<p>「時間外、夜間または休日」に予約枠を設け、接種を受け付けているなど、当初から当該時間帯に接種可能な体制をとっていることが必要です。</p> <p>また、当該医療機関での接種体制を用意することのほかに、「時間外、夜間または休日」に自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合も「接種体制を用意」したことになります。</p> <p>ただし、この場合でも、自治体の集団接種会場等での接種回数は、週100回以上(150回以上)や1日50回以上の接種回数に計上することはできません。</p>



令和4年度 滋賀県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための協力金申請に関するQ&A(R4.11更新)

No.	質問	回答
39	算定期間中に1日でも「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」していればよいのか。	週100回以上(150回以上)の場合は、週100回以上(150回以上)の接種を達成している週が4週以上あり、それぞれの週において少なくとも1日「時間外、夜間または休日」のいずれかの時間帯で接種体制を用意している必要があります。  1日50回以上の場合は、50回以上の接種を行ったその日において「時間外、夜間または休日」のいずれかの時間帯で接種体制を用意している必要があります。
40	週100回以上(150回以上)や1日50回以上の接種回数は、「時間外、夜間または休日」に行った接種のみで達成しなければならないのか。	週100回以上(150回以上)や1日50回以上の接種回数には、「時間外、夜間または休日」以外の、平日日中の診療時間内に行った接種も計上することができます。
41	「時間外、夜間または休日にかかる接種」が1回でもあれば、「接種体制を用意」したことになるのか。	当初から「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」していれば、「時間外、夜間または休日」の接種回数は問いません。  したがって、「時間外、夜間または休日」に予約枠を設定したが、予約が埋まらなかったり、キャンセル等により当該時間の接種数が0回だったとしても、その週もしくはその日において、接種回数の要件を満たしている場合は、給付の対象となります。
42	当初は平日の時間内に接種を行う予定だったが、被接種者の遅刻などにより診療時間外や18時以降に接種をすることになった場合、結果的に「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意した」として給付の対象となるか。	なりません。 予約受付の段階で「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」する必要がありますので、当初、平日日中の診療時間内に接種予定だった場合は、実際の接種時間に関わらず、要件を満たしたことになりません。
43	病院が1日50回以上の接種を達成した場合に10万円/日を支給する支援が11月30日で終了する理由は。	オミクロン株対応2価ワクチンの接種においては、9月の開始当初から多くの対象者において接種時期が到来しており、開始当初からの迅速な接種が重要と考えられます。 年末までにすべての希望者の接種を完了するため、本支援については11月30日までとすることで接種の促進を図ることとされました。



令和4年度 滋賀県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための協力金申請に関するQ&A(R4.11更新)

No.	質問	回答
44	病院が特別な体制を組んで、1日50回以上の接種を週1日以上達成した週が4週間以上ある場合の支援も11月30日で終了するのか。	特別な体制を組んだ場合の本支援については、12月以降も継続して実施します。 なお、要件は令和4年9月以前から変更ありません。
45	病院が特別な体制を組んで、1日50回以上の接種を週1日以上達成した週が4週間以上ある場合の支援では、「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること」は求められないのか。	特別な体制を組んだ場合の本支援については、要件の変更はありません。これまで通り「時間外、夜間または休日」に関わらず、給付の対象となります。
46	県は「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること」をどのように確認するのか。	第1段階の申請時(メールでの提出時)にこれまでの必要書類に加え、予約受付表など、「時間外、夜間または休日」に接種体制を用意していたことがわかる資料の提出をお願いします。 提出いただいた資料をもって、確認作業を行います。